◎新潟県告示第82号

介護保険法（平成９年法律第123号）第41条第１項（又は第53条第１項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成28年１月15日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
通所介護 介護予防通所介護	弥彦介護施設あおぞら	新潟県西蒲原郡弥彦村大字弥彦721番地１	株式会社角新工務店	平成28年１月１日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	弥彦介護施設あおぞら	新潟県西蒲原郡弥彦村大字弥彦721番地１	株式会社角新工務店	平成28年１月１日